

評 価 報 告 概 要 表

鳥取市 グループホーム いくのさん家

特定非営利活動法人 鳥取社会福祉評価機構

全体を通して（このホームの優れている点、独自に工夫している点など）		分 野 ・ 領 域		項目数	できている項目数 外部評価
湖山池のほとりという風光明媚で静かな環境の中に建てられた平屋建ての木の香り豊かな施設である。認知症に関する研修が充実しており、管理者をはじめ認知症に精通した職員も多く、介護サービスの質の向上に対する熱意が強く感じられる。要介護度の高い利用者が多いにも係わらず、玄関に鍵をかけない等の工夫が有り、職員の言葉かけもゆったりしており、利用者は自然体で生活している様子が窺えた。が理念の表示が弱く案内書等にも明示が無く、掲示も不十分である。又、居室の入り口等の名札表示に家庭的な雰囲気に馴染まない部分もあり、改善を要すると思われる部分も有るが、全体的には利用者や家族にとって安心でき、信頼できるグループホームである。		Ⅰ．運営理念			
		①	運営理念	4 項目	4
		Ⅱ．生活空間づくり			
		②	家庭的な生活環境づくり	4 項目	4
		③	心身の状態に合わせた生活空間づくり	6 項目	5
		Ⅲ．ケアサービス			
		④	ケアマネジメント	7 項目	6
		⑤	介護の基本の実行	8 項目	8
		⑥	日常生活行為の支援	10 項目	10
		⑦	生活支援	2 項目	2
		⑧	医療・健康支援	9 項目	8
		⑨	地域生活	1 項目	1
		⑩	家族との交流支援	1 項目	1
		Ⅳ．運営体制			
		⑪	内部の運営体制	10 項目	10
		⑫	情報・相談・苦情	2 項目	2
		⑬	ホームと家族との交流	3 項目	3
		⑭	ホームと地域との交流	4 項目	4
		その他	管理者は自施設の長所や特徴及び他施設との相違点を十分に把握しており、グループホームのあるべき姿に近づくように懸命に努力している様子が理解でき、研修の機会も多く設定している為職員の質のレベルも高い。		
分 野	特記事項（優先順位の高い要改善点について）				
Ⅰ 運営理念	施設パンフレットに利用料金等の表示は有るが、理念や利用者の権利等に関する記載が無いため理念の打ち出しが弱い。理念の掲示や明示を充分に行う事により、利用者及び家族に、より安心感を与え又職員が行動する場合の考え方の指針になると考える。				
Ⅱ 生活空間づくり	玄関の周囲には花が咲いており、やわらかく親しみ易い雰囲気で入り口には職員や利用者の写真が貼ってあり、家族や来訪者の話題作りにもなっている。又居室には馴染みの家具や仏壇の持ち込みも有り、安らぎの空間となっている。共有スペースでゆったりしている姿が印象的だった。				
Ⅲ ケアサービス	居間には利用者の集える空間があり、職員は一人ひとりに穏やかに話しかけ、ゆったりとした態度で接している。ただ、居室の名札が簡易なもので統一されており、家庭的な雰囲気を損ねている様に思われ、工夫が必要と考える。食器は個別に合った物が使用されていた。				
Ⅳ 運営体制	管理者職員共にサービスの質の向上に熱意を持って業務に当たっている。退居の基準は明確であり、入居期間の長い利用者が多く、退居者は少ない。又家族とのコミュニケーションも絶えず取られており、外泊も多くの方が利用されているがホーム便りの発行回数を増やす工夫が欲しい。				

評価報告書

(判断理由・根拠欄省略)

鳥取市 グループホーム いくのさん家

特定非営利活動法人 鳥取社会福祉評価機構

項目番号		項 目	できて いる	要改善	評価不 能
外部	自己				
Ⅰ．運営理念					
1. 運営理念の明確化					
1	1	○理念の具体化及び運営理念の共有 管理者は認知症高齢者グループホームに関わる法令の意義を理解しており、これを自らが所属するグループホームの運営上の方針や目標等に具体化し、介護従業者に日常的に話している。	○		
2	3	○運営理念の明示 ホームの運営理念を利用案内時の説明文書及びホームの見やすいところに明示し、かつ、利用者及びその家族等に分かりやすく説明している。	○		
3	4	○権利・義務の明示 利用者の権利・義務を利用案内時の説明文書及び契約書に分かりやすく示し、かつ利用者及びその家族等に説明し同意を得ている。	○		
2. 運営理念の啓発					
4	5	○運営理念の啓発 ホームの運営理念や役割が地域に理解されるよう、地域に対する運営理念の啓発・広報に取り組んでいる。 (ホームの説明会、ホーム便り等)	○		
運営理念 4 項目中 計			4	0	0
Ⅱ．生活空間づくり					
1. 家庭的な生活空間づくり					
5	6	○気軽に入れる玄関まわり等の配慮 違和感や威圧感を感じさせず、利用者や家族が入り易く近隣の住民も訪ねやすいよう、玄関まわりや建物の周囲に、家庭的な雰囲気作りの配慮をしている。（玄関まわりに草花を植える、親しみ易い表札をかける等）	○		
6	7	○家庭的な共用空間づくり 共用の生活空間（玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレ等）がいずれも家庭的な雰囲気を有しており、調度や設備、物品や装飾も家庭的である。	○		
7	8	○共用空間における居場所の確保 共用空間の中に、利用者が一人になったり気のあった利用者同士で自由に過ごせるような居場所を確保している。	○		
8	9	○利用者一人ひとりに合わせた居室の環境づくり 居室には、使い慣れた家具や生活用品、装飾品等が持ち込まれ、安心して過ごせる場所となっている。	○		
家庭的な生活環境づくり 4 項目中 計			4	0	0

項目番号		項	目	できて いる	要改善	評価不 能
外部	自己					
		2. 心身の状態に合わせた生活空間づくり				
9	11	○身体機能の低下を補う配慮 利用者の身体機能の低下にあわせて、安全かつできるだけ自立した生活を送れるようにする為の設備や工夫がある。 (滑り止めや要所への手摺等の設置、浴槽、便座、流し台等の使い勝手の工夫、物干し等の高さの調節等)		○		
10	13	○場所間違い等の防止策 職員は利用者一人ひとりがホーム内の場所が分かるかを把握しており、家庭的な雰囲気を壊さずに、場所の間違いや分からないことでの混乱を防ぐための工夫をこらしている。(トイレや部屋の目印等)			○	
11	14	○音の大きさや光の強さに対する配慮 利用者が落ち着いて暮らせるように、音の大きさや光の強さに配慮している。(テレビ、職員の会話のトーン、照明の強度、まぶしさ、日射し等)		○		
12	15	○換気・空調の配慮 気になる臭いや空気のだよみがないように、換気を適宜行っている。又、冷暖房の温度調節は、冷やし過ぎや暖め過ぎがないように適切に行っている。		○		
13	17	○時の見当識への配慮 見やすく、馴染みやすい時計や暦を、目につくところに設置している。		○		
14	18	○活動意欲を触発する物品の用意 利用者の活動意欲を触発する馴染みの物品を用意し、本人の経験や状況に応じて提供している。(ほうき、たらい、裁縫道具、大工道具、園芸用品、趣味の品等)		○		
心身の状態に合わせた生活空間づくり 6 項目中 計				5	1	0
		Ⅲ. ケアサービス				
		1. ケアマネジメント				
15	20	○個別具体的な介護計画 アセスメントに基づいて、利用者主体の目標を立て、利用者一人ひとりの特徴を踏まえた具体的な介護計画を作成している。		○		
16	21	○介護計画の職員間での共有 介護計画を、すべての職員の気づきや意見を採り入れて作っており、すべての職員が計画の内容を知ることが出来る仕組みを作っている。		○		
17	22	○介護計画への利用者・家族の意見の反映 介護計画を、利用者や家族とも相談しながら作成している。		○		
18	23	○介護計画の見直し 介護計画に実施期間を明示して、その期間が終了する際に見直しを行うことはもとより、状態変化に応じた随時の見直しを行っている。			○	

項目番号		項 目	できている	要改善	評価不能
外部	自己				
19	24	○個別の記録 日々の介護や介護計画に反映させる為、利用者一人ひとりの特徴や変化を具体的に記録している。	○		
20	25	○確実な申し送り・情報伝達 職員の申し送りや情報伝達を確実に言い、重要な点はすべての職員に伝わる仕組みを作っている。	○		
21	26	○チームケアのための会議 チームとしてケアを行う上での課題を解決するため、すべての職員で、定期的に（緊急案件がある場合にはその都度）会議を開催し、活発に意見交換を行って合意を図っている。	○		
ケアマネジメント 7項目中 計			6	1	0
		2. ホーム内での暮らしの支援			
		(1) 介護の基本の実行			
22	27	○利用者一人ひとりの尊重 職員は常に利用者一人ひとりの人格を尊重し、誇りやプライバシーを損ねるような言葉かけや対応を行っていない。 （利用者一人ひとりの違いの尊重、さりげない介助プライベートな場所での礼儀、本人の返答能力に応じた質問方法、本人が思っている「現実」を否定しない等）	○		
23	28	○職員の穏やかな態度 職員の言葉かけや態度はゆったりしており、やさしい雰囲気です。	○		
24	30	○利用者一人ひとりの過去の経験を活かしたケア 利用者一人ひとりの生まれてからこれまでの生活歴、本人にとって大切な経験や出来事を知り、その人らしい暮らしや尊厳を支えるためにそれを活かしている。	○		
25	32	○利用者のペースの尊重 職員は、職員側の決まりや都合で業務を進めていく態度ではなく、利用者が自由に自分のペースを保ちながら、暮らせるように支えている。	○		
26	33	○利用者の自己決定や希望の表出への支援 職員は利用者一人ひとりが自分で決めたり希望を表したりすることを大切に、それらを促す取組を日常的に行っている。（選んでもらう場面を作る、選ぶのを待つ等）	○		
27	35	○一人でできることへの配慮 自立支援を図るために、利用者の「できること、できそうなこと」については、手や口を極力出さずに見守ったり、一緒に行うようにしている。（場面作り、環境作り等）	○		
28	37	○身体拘束のないケアの実践 身体拘束は行わないということをすべての職員が正しく認識しており、身体拘束のないケアを実践している。	○		

項目番号		項 目	できている	要改善	評価不能
外部	自己				
29	38	○鍵をかけない工夫 利用者の自由な暮らしを支え、利用者や家族等に心理的圧迫をもたらさないよう、日中は玄関に鍵をかけなくてもすむような配慮をしている。やむを得ず鍵をかける場合は、その根拠が明白で、その理由を家族に説明している。 （外出の察知、外出傾向の把握、近所の理解・協力の促進等）	○		
介護の基本の実行 8 項目中 計			8	0	0
		(2) 日常生活行為の支援			
		1) 食 事			
30	43	○馴染みの食器の使用 家庭的な食器を使っており、茶碗や湯呑み、箸等は、利用者一人ひとりが使い慣れたものになっている。	○		
31	44	○利用者一人ひとりにあわせた調理方法・盛り付けの工夫 利用者一人ひとりの咀嚼・嚥下等の身体機能や便秘・下痢等の健康状態に合わせた調理方法としつつ、おいしそうな盛り付けの工夫をしている。	○		
32	45	○個別の栄養摂取状況の把握 利用者一人ひとりの摂取カロリーや水分摂取量、栄養バランスを、一日全体を通じておおよそ把握している。	○		
33	47	○食事を楽しむことのできる支援 職員も利用者と同じ食事を一緒に楽しんで食べながら、食べ方の混乱や食べこぼし等に対するサポートをさりげなく行っている。	○		
		2) 排 泄			
34	48	○排泄パターンに応じた個別の排泄支援 おむつをできる限り使用しないで済むように、利用者一人ひとりの排泄パターンを把握し、トイレでの排泄や排泄の自立に向けた支援を行っている。	○		
35	50	○排泄時の不安や羞恥心等への配慮 排泄の誘導・介助や確認、失禁の対応は、不安や羞恥心、プライバシーに配慮して行っている。	○		
		3) 入 浴			
36	53	○利用者一人ひとりの希望にあわせた入浴支援 利用者一人ひとりの希望にあわせ、くつろいだ入浴ができるように支援している。（時間帯、長さ、回数等）	○		
		4) 整 容			
37	56	○理美容院の利用支援 利用者一人ひとりの希望にあわせて、理美容院の利用を支援している。（カット、パーマ、染め、セット等）	○		

項目番号		項 目	できて いる	要改善	評価不 能
外部	自己				
38	57	○プライドを大切にした整容の支援 整容の乱れ、汚れ等に対し、プライドを大切にしてさりげなくカバーしている。（髭、着衣、履き物、食べこぼし、口の周囲等）	○		
		5) 睡眠・休息			
39	60	○安眠の支援 利用者一人ひとりの睡眠のパターンを把握し、夜眠れない利用者には、1日の生活リズムづくりを通した安眠策を取っている。	○		
日常生活行為の支援 10項目中 計			10	0	0
		(3) 生活支援			
40	64	○金銭管理の支援 利用者が自分でお金を持つことの大切さを職員が分かっており、日常の金銭管理を本人が行えるよう、利用者一人ひとりの希望や力量に応じて支援している。	○		
		(4) ホーム内生活拡充支援			
41	66	○ホーム内の役割・楽しみごとの支援 ホーム内で利用者一人ひとりが楽しみごとや出番を見い出せるよう、場面づくり等の支援を行っている。（テレビ番組、週刊誌、園芸、食器洗い、掃除、洗濯物たたみ、小動物の世話、新聞取り等）	○		
生活支援 2項目中 計			2	0	0
		(5) 医療機関の受診等の支援			
42	68	○医療関係者への相談 心身の変化や異常発生時に、気軽に相談できる医療関係者を確保している。（医師、歯科医師、保健婦、看護婦等）	○		
43	73	○早期退院に向けた医療機関との連携 入院した場合、早期退院のための話しあいや協力を医療機関と行っている。	○		
44	74	○定期健康診断の支援 年に最低1回は、健康診断や医師の指導を受けられるように支援している。開設間もないホームは、健康診断を受けられる準備や体制を整えている。	○		
		(6) 心身の機能回復に向けた支援			
45	76	○身体機能の維持 認知症の人の身体面の機能低下の特徴（筋力低下、平衡感覚の悪化、嚥下機能の低下等）を理解し、買い物や散歩、調理、楽しみごと等の日常生活の中で自然に維持・向上するように取り組んでいる。	○		
		(7) 利用者同士の交流支援			
46	78	○トラブルへの対応 職員は、利用者同士のけんかやトラブルの原因を把握し、必要な場合にはその解消に努め、当事者や他の利用者に不安や支障を生じさせないようにしている。	○		

項目番号		項	目	できている	要改善	評価不能
外部	自己					
		(8) 健康管理				
47	80	○口腔内の清潔保持 利用者の力を引き出しながら、口の中の汚れや臭いが生じないように、口腔の清潔を日常的に支援している。（歯磨き、入れ歯の手入れ・うがい等の支援、出血や炎症のチェック等）		○		
48	83	○服薬の支援 職員は、利用者が使用する薬の目的や副作用、用法や用量を承知しており、利用者一人ひとりが医師の指示どおりに服薬できるよう支援し、症状の変化を確認している。		○		
49	85	○緊急時の手当 利用者のけが等の緊急時に、職員は応急手当を行うことができる。（けが、骨折、発作、のど詰まり等）			○	
50	86	○感染症対策 感染症に対する予防や対応の取り決めがあり、実行している。（インフルエンザ、疥癬、肝炎、MRSA等）		○		
医療・健康支援 9 項目中 計				8	1	0
		3. 利用者の地域での生活の支援				
51	90	○ホームに閉じこもらない生活の支援 利用者が、ホームの中だけで過ごさずに、積極的に近所に出かけて楽しめるような雰囲気を作っている。（買い物、散歩、近隣訪問、集会参加等）		○		
地域生活 1 項目中 計				1	0	0
		4. 利用者と家族との交流支援				
52	94	○家族の訪問支援 家族が気軽に訪問でき、訪問時は居心地よく過ごせるような雰囲気を作っている。（来やすい雰囲気、歓迎、関係再構築の支援、湯茶の自由利用、居室への宿泊のしやすさ等）		○		
家族との交流支援 1 項目中 計				1	0	0
		IV. 運営体制				
		1. 事業の統合性				
53	96	○責任者の協働 法人代表者及び管理者は、ケアサービスの質の向上に熱意を持ち、それぞれの権限や責任をふまえて、共に取り組んでいる。		○		
54	97	○職員の意見の反映 介護従業員の採用、運営方法、利用者の受入れや入居継続の可否については、職員の意見を聞いている。		○		

項目番号		項	目	できている	要改善	評価不能
外部	自己					
		2. 職員の確保・育成				
55	101	○利用者の状態に応じた職員の確保 利用者の状態や生活の流れを支援するために、これに即した職員の勤務ローテーションを組んでいる。		○		
56	103	○継続的な研修の受講 職員が、採用時、フォローアップ等それぞれの段階に応じた研修を受講し、その内容をすべての職員に周知している。		○		
57	105	○ストレスの解消策の実施 職員の業務上の悩みやストレスを解消する方策を採り入れている。（外部者と接する機会、職員相互の親睦、悩みの聴取、スーパーバイザーの導入等）		○		
		3. 入居時及び退居時の対応方針				
58	107	○利用者の決定のための検討 グループホームに適した入居対象者であるか、十分に検討している。（介護保険被保険者証、診断書、入居申請に至る経過、生活や対人関係、入居者・家族の希望等）		○		
59	109	○退居の支援 退居は、契約に基づくとともにその決定過程が明確である。また、利用者や家族に十分な説明を行った上で、納得のいく退居先に移れるように支援している。退居事例がない場合は、その体制がある。		○		
		4. 衛生・安全管理				
60	112	○ホーム内の衛生管理 ホーム内の清潔や衛生を保持している。（食品、布巾、包丁、まな板、冷蔵庫、洗濯機等）		○		
61	114	○注意の必要な物品の保管・管理 薬や洗剤、刃物等の注意の必要な物品については、保管場所、管理方法等を明確に取り決め、かつ、そのとおりに実行している。		○		
62	116	○事故の報告書と活用 けが、転倒、窒息、意識不明、行方不明等の緊急事態が発生した場合、事故報告をまとめており、サービスの改善につなげている。（再発防止の話し合い、今後に活かす意義づけ等）		○		
内部の運営体制 10項目中 計				10	0	0
		5. 情報の開示・提供				
63	118	○調査等の訪問に対する対応 介護相談員や評価調査員等の訪問時には、情報を積極的に提供している。		○		

外部		自己				いる	女性	能	
			6. 相談・苦情への対応						
64	119	○相談・苦情受付の明示 相談や苦情を受け入れるホーム側の窓口及び職員が明確であり、利用者及び家族にその利用の仕方を文書と口頭で繰り返し伝えている。					○		
情報・相談・苦情 2項目中 計							2	0	0
			7. ホームと家族との交流						
65	122	○家族の意見や要望を引き出す働きかけ 家族が、気がかりなことや、意見、希望を職員に気軽に伝えたり相談したりできるように、面会時の声かけ、定期的連絡等を積極的に行っている。					○		
66	123	○家族への日常の様子に関する情報提供 家族に、利用者の暮らしぶりや日常の様子を定期的、具体的に伝えている。（「たより」の発行や行事ビデオの上映、写真の送付等）					○		
67	126	○利用者の金銭管理 利用者が金銭の管理ができない場合には、その代替方法を家族と相談の上定めており、家族に定期的にその出納を明らかにしている。					○		
ホームと家族との交流 3項目中 計							3	0	0
			8. ホームと地域との交流						
68	127	○市町村との関わり 市町村との連絡を密にとり、家族介護教室等の市町村事業を積極的に受託している。					○		
69	130	○地域の人達との交流の促進 地域の人達が、遊びに来たり立ち寄ってくれたりするように取り組んでいる。					○		
70	132	○周辺施設等の理解・協力への働きかけ 利用者の生活の安定や拡がりのために、周辺地域の諸施設から協力を得ることができるよう、理解を拡げる働きかけを行っている。（商店、福祉施設、警察、消防、文化教育施設等）					○		
71	133	○ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、利用者のケアに配慮しつつ地域に開放している。（認知症の理解や関わり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受け入れ等）					○		
ホームと地域との交流 4項目中 計							4	0	0

※ ①「管理者」には、管理者不在の場合にはこれを補佐する者を含む。
 ②「職員」には、管理者及び非常勤職員を含む。